

ラオスの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という）は、人口約 730 万人の社会主義共和制国家である。インドシナ半島内陸部に位置し、国土は南北に細長く「ヤシの木」のような形をしており、中国、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマーと接している。ラオスと、タイ及びミャンマーとの国境には、メコン川が流れている。ラオスの国土の面積は、約 24 万平方キロメートルであり、日本の本州の面積よりやや大きい。首都はビエンチャン、公用語はラーオ語、法定通貨はキープである²。

1353 年に建国されたラーンサン王国が、18 世紀に 3 つの王朝（ルアンパバーン、ビエンチャン、チャンパーサック）に分裂したが、全て当時のシャム（タイ）に支配された。1899 年、シャムと条約を締結したフランスが、現在のラオスの地域を、フランス領インドシナに編入した。1949 年にラオス王国がフランス連合内の国として独立した後、1953 年には完全独立を果たした。その後、左派・中立派・右派の政治対立により内戦状態となつたが、1975 年、左派によるラオス人民民主共和国が成立した。人民革命党の一党独裁体制の下、1986 年から「チントナカーン・マイ（新思考）政策」と呼ばれる経済改革が行われ、以後、改革開放路線を基調とする社会主義市場経済政策が採られている³。

ラオスは、1997 年には ASEAN に、2013 年には WTO に加盟を果たした。GDP 成長率をみると、2018 年は 6.3%、2019 年は 6.4% と、比較的高い経済成長を果たしており、現在、後発開発途上国からの脱却を目指している。

ラオスの法制度は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ラオスの現行法体系は、①憲法、②法律、③国家主席令、④国家主席布告、⑤首相布告、⑥政令、⑦省令、⑧知事通達から構成される。条約の法体系上の位置付けについては、定説がない⁴。ラオスの法制度は、かつては旧宗主国フランスの法制度の

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるラオスの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2021 年版』（二宮書店、2021 年）248~249 頁、②外務省ウェブページ「ラオス 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html>）等を参照した。

³ 『エピソードで読む 世界の国 2 4 3』（山川出版社、2018 年）61 頁。

⁴ 工藤恭裕ほか著「ラオス法制度の概要」（『IDC NEWS 第 3 号』（法務総合研究所国際協力部、2002 年）所収）44 頁。

影響を強く受けたが、社会主義体制となった後はソ連の法制度の影響が強くなり、最近ではベトナムの法制度の影響を受けることが多くなっている⁵。

II 憲法

1 総説

ラオスの現行憲法は、1991年に制定された憲法が、2003年及び2015年に改正されたものである⁶。ラオスの現行憲法は、ラオス人民革命党⁷の指導による人民民主主義を標榜する社会主義型憲法である。人民革命党の一党独裁体制が敷かれており、党幹部が国家機関の幹部を兼任している。例えば、国家主席には、人民革命党の書記長が就いており、また、首相をはじめとする内閣の構成員には、人民革命党の政治局員が就いている。

全119条からなる現行のラオス憲法の体系は、表1のとおりである。

表1：ラオス憲法の体系

前文	
第1章 政治体制	第1条～第12条
第2章 社会主義体制	第13条～第30条
第3章 国防・治安維持	第31条～第33条
第4章 国民の基本的権利及び義務	第34条～第51条
第5章 国会	第52条～第64条
第6章 国家主席	第65条～第68条
第7章 内閣	第69条～第75条
第8章 地方人民議会	第76条～第84条
第9章 地方行政	第85条～第89条
第10章 人民裁判所及び人民検察院	第90条～第103条
第11章 国家監査	第104条～第107条
第12章 選挙管理委員会	第108条～第109条
第13章 言語、文字表記、国章、国旗、国歌、国民の日、通貨及び首都	第110条～第116条
第14章 最終規定	第117条～第119条

⁵瀬戸裕之著「ラオス」（鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009年）所収）269～273頁。

⁶2015年改正憲法の日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.moj.go.jp/content/001206690.pdf>

⁷ラオス人民革命党は、もともと、1950年代のインドシナ共産党ラオス部会に淵源を有する。

2 統治機構

(1) 国会

ラオスの立法府たる国会については、一院制が採用されている。国会は、国家権力の最高機関である。国会議員の総選挙は5年ごとに行われる。1年間に2回、通常国会が開催される。

国会の権限としては、①憲法・法律の審議・採択、②国家戦略計画、経済社会開発計画、国家予算計画及び国家予算の審議と承認、③国家予算、債務比率に関する基本政策の審議と承認、④關税・租税に関する審議と承認、⑤全ての国家機関に対する憲法・法律の遵守に関する監督、⑥国家主席の提言に基づく首相の選任又は解任、⑦首相の提言に基づく政府組織の構成・設置・廃止・統合・分割に係る審議と承認、⑧首相の提言に基づく国際条約の加盟、批准解除、破棄の審議と承認等が挙げられる。

また、国会常務委員会も設置されている。国会常務委員会は、国会の中心的組織であり、国会の会期外においては国会の代理としての役割を担う。

国会常務委員会の権限としては、①国会の開催の準備と招集、②憲法・法律の起草、提案、解釈、説明、③国家主席令の起草、④最高裁判所長官の提言に基づく最高人民裁判所の裁判官及び人民裁判所の所長、副所長、裁判官の任命、異動及び解任、⑤首相の提言に基づく条約の批准、国際契約への合意等が挙げられる。

法律提案権を有するのは、①国家主席、②国会常務委員会、③内閣、④最高人民検察院、⑤最高人民裁判所、⑥国家監査機関、⑦ラオス建国戦線及び中央レベルの大衆組織である。

国会が法律を採択すると、国家主席は、30日以内に法律を公布するか、あるいは、国に対し法律の再審議を求める（国会が当該法律の議決を維持したときは、国家主席は、15日以内に法律を公布しなければならない）。国家主席が公布した法律は、15日以内に官報に掲載されて発効する。

(2) 国家主席

国家主席は、ラオスの国家元首であり、国家防衛治安維持会議及び人民軍の長である。

国家主席は、国会の出席議員の3分の2以上の議決により選出される。任期は5年であり、2回連続まで任期につくことができる。

国家主席の権限としては、①憲法・法律を公布すること、②国家主席令及び国家主席布告を発布すること、③特別閣僚会議を招集し、議長を務めること、④国会の承認後の副首相及び閣僚の任命、異動、解任を行うこと、⑤首相の提言に基づき特命大使及び全権代理の任命を行い、ラオスに駐在する外国の全権代理の信任を行うこと、⑥国会の合意に基づき戦争又は停戦を宣言すること等が挙げられる。

(3) 内閣

ラオスにおける行政府は、内閣である。内閣は、全国・全分野で統一的に国家の行政管理を担う組織である。内閣は、国会及び国家主席に対し、責任を負う。内閣は、首相、副首相、大臣等により構成される。首相は、内閣の長であり、政府及び地方行政組織の活動を指導する代表者である。

内閣の権限としては、①憲法・法律、国会の議決、国会常務委員会の議決、国家主席令及び国家主席布告を実施すること、②国会に対しては法律案、国会常務委員会に対しては国家主席令案、国家主席に対しては国家主席布告案を提案すること、③国家の管理、社会経済、科学技術、天然資源、環境、国防・治安及び外交問題の管理に係る政令・議決を発布すること、④国家戦略計画、経済社会開発計画及び国家年次予算を作成し、国会に提案すること、⑤国家行政組織及び地方組織の設立、廃止等について国会に提案すること、⑥特別経済保護区の設立、廃止を行うこと、⑦国際条約及び政府レベルの国際協定の起草、署名、解釈、執行を行うこと等が挙げられる。

国会は、国会常務委員会又は国会議員総数の4分の1以上が、内閣の構成員又は内閣全體に対する不信任を提起した場合、不信任投票を実施することができる。不信任決議が行われた場合、国家主席は、国会に対して再審議を求めるか、あるいは、辞職を決定する。

(4) 裁判所

ラオス憲法によると、人民裁判所は、国家の司法機関であり、事件の審理・判決を行うことができる唯一の機関である。人民裁判所の訴訟としては、第一審、上訴審、破棄審がある。人民裁判所としては、最高人民裁判所、地方人民裁判所、軍事裁判所がある。最高人民裁判所は、地方人民裁判所及び軍事裁判所の判決に対し、監督を行う。人民裁判所は、合議体で審理し、判決を下す。審理・判決にあたっては、裁判官は独立し、法にのみ従つて行動することを要する。

3 人権

ラオス憲法の「第4章 国民の基本的権利及び義務」には、人権カタログが規定されているが、日本国憲法と比べると、質・量とも不十分であることは否めない。ラオス憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①「第4章 国民の基本的権利及び義務」に含まれる人権規定の主体は、ほとんどが、「ラオス国民」とされている。長期在留外国人及び無国籍者は、法律で定められた権利・自由を保障されるが、ラオスの憲法及び法律を遵守する義務を負うとの規定がある(50条1項)。②投資家の財産及び資本は、国家により没収、押収、又は国有化されることはないこと(15条2項)、国内投資家であるか海外投資家であるかを問わず、あらゆる所有権は保護されること(16条)等が明文で規定されている。また、外国との経済協力に関する開放政策の実施についても規定されている(20条)。

- ③土地その他の天然資源は、国家共同体の所有とされている（17条2項）。
- ④ラオス憲法には、「環境権」という権利の保障は規定されていないが、国家は、天然資源の保護を推進し、破壊された環境を回復すべきこと、全ての組織・国民は、多数の生命と種を保護し、天然資源を持続的な方法で利用すべきことが規定されている（19条）。
- ⑤国家は、文化活動、芸術活動、文学活動等を促進するが、国家的利益やラオスの伝統・尊厳を破壊する原因となる文化活動又は報道機関の利用は禁止される（23条）。
- ⑥国家は、観光産業の発展を促進するが、ラオスの文化の健全性を損なう観光活動は禁止される（30条）。
- ⑦ラオス国民は、国防、治安維持、兵役の義務を負う（31条、49条）。ラオス憲法には、国防治安維持軍に関する規定も含まれている（11条、32条、33条）。
- ⑧信教の自由、言論・集会・デモ等の自由、科学的研究及び創作活動の自由は、「法律に抵触しない限り」においてのみ保障される（43条、44条、45条）

III 民法

1 ラオス民法の体系

ラオスでは、日本による法整備支援等の影響を受けて制定された「民法典」が、2020年5月27日から施行されている。

全630条から構成される民法の主な体系は、表2のとおりである⁸。

表2：ラオス民法の主な体系

第1編 総則	第1章 目的及び民法典適用の範囲、第2章 民法典における基本原則、第3章 法律行為、第4章 代理、第5章 期間、第6章 時効
第2編 人及び法人	第1章 人、第2章 法人
第3編 家族	第1章 一般原則、第2章 婚約及び婚姻申込、第3章 婚姻、第4章 夫婦間の関係、第5章 夫婦の財産、第6章 夫婦の終了、第7章 父母と子の関係、第8章 父母及び子の権利及び義務、第9章 未成年後見人の選任
第4編 物、所有権及び物に対する その他の権利	第1章 物、第2章 占有、第3章 所有権、第4章 所有権の形態、第5章 共同所有権、第6章 所有権の取得、第7章 所有権の終了、第8章 所有権の使用範囲、第9章 所有権の保護、第10章

⁸ 本稿におけるラオス民法の日本語訳は、入江克典著「ラオス民法典の概要（各論）」94～95頁を主に参照した（ウェブページのURLは、以下のとおり）。

<http://www.moj.go.jp/content/001306611.pdf>

	地役権、第 11 章 地上権
第 5 編 契約内債務	第 1 章 一般原則、第 2 章 契約の締結、第 3 章 無効契約、第 4 章 契約の履行、第 5 章 契約の履行を確保する措置、第 6 章 契約不履行、第 7 章 契約の変更・解除及び終了、第 8 章 債権者及び債務者の変更、第 9 章 第三者への契約の効力、第 10 章 契約の種類
第 6 編 契約外債務	第 1 章 一般原則、第 2 章 不法行為、第 3 章 他人に代わってする仕事（事務管理）、第 4 章 権利のない物又は利益の受領（不当利得）
第 7 編 担保	第 1 章 一般原則、第 2 章 法律による担保、第 3 章 契約による担保、第 4 章 担保登記
第 8 編 相続	第 1 章 相続の原則、第 2 章 法律による相続、第 3 章 遺言による相続、第 4 章 遺産の承継、放棄、相続権の喪失、第 5 章 遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任
第 9 編 最終条項	

ラオス民法の体系及び内容は、日本の民法と類似しているが、異なる内容としては、例えば、以下のものがある。

①日本民法は「パンデクテン体系」を探っているのに対し、ラオス民法は「インスティトゥティオネス体系」と「パンデクテン体系」のハイブリッドとなっている。

②ラオス民法では、「第 2 編 人及び法人」において、「人格権」が規定されている。

③ラオス民法には、「法人は一人により設立することができる。これを一人会社と呼ぶ。」との規定がある。

④日本民法では、親族編と相続編がまとめて民法典の後ろの方に配置されている。これに対し、ラオス民法では、「第 3 編 家族」が「第 8 編 相続」とは離されて民法典の前の方に配置されている。家族法は、社会主義国において、国家の最小単位である家族に関する重要な意義を有するためである⁹。

⑤日本民法には規定されているが、ラオス民法には規定されていない制度がある。例えば、「同時履行の抗弁権」、「多数当事者の債権債務」（但し、保証を除く）等である。

2 土地法

ラオスの土地法は、1997 年に制定され、2003 年に一部改正された。その後、土地法は、民法典との整合性を図る等の目的のため、2019 年にも改正され、2020 年 8 月 27 日から施行されている。

ラオスでは、土地は国家共同体が所有するものとされている。そして、ラオス国籍保有者は、土地利用権の付与を受けることができるが、外国人・外国企業がラオスの土地所有

⁹ 入江・前掲書 82 頁。

権を保有することは認められないものとされてきた。しかし、2019 年改正土地法は、外国人・外国企業による土地利用権の譲受を、一定の条件付きで認めた。例えば、外国人・外国企業は、経済特区内のコンドミニアム（合法的に建設された多層・多室で構成される建物で、各部屋は国内外の個人・法人等が所有することができるもの）の期限付きの土地利用権を譲り受けることができるものとされた。そして、関係機関の合意を取得すれば、その有する権利を、第三者に譲渡、貸与、担保提供等することも可能とされた¹⁰。

IV 会社法

ラオスに投資しようとする外国企業は、ラオスに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業の支店を設置するか、又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するラオス法人である。これに対し、外国企業の支店及び駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、現地情報収集及び連絡等の一定の限定された業務のみを行うことができ、事業活動そのものは行うことができない。

ラオスに子会社たる現地法人を設立する場合、ラオスの「企業法」等の法令の規定に従う必要がある。ラオスで現地法人を設立しようとする場合、非公開有限責任会社及び公開有限責任会社がある。非公開有限責任会社も公開有限責任会社も、株主は間接有限責任を負うのみである点、最低資本金の定めが無い点は同じである。

非公開有限責任会社（一人有限責任会社を含む）は、定款で定めることにより、株式の譲渡制限を課すことができる会社形態であり、株主は 1 名以上 30 名以下とされる。

他方、公開有限責任会社は、株式の譲渡制限を課すことが禁止されている会社形態であり、株主は 9 名以上（上限は無し）とされる。外国企業がラオスに子会社を設立する場合は、非公開有限責任会社の形態を利用することが多い¹¹。

なお、外国投資家によるラオスへの投資については、「投資奨励法」も適用されるので、留意が必要である¹²。

V 民事訴訟法

1 訴訟

¹⁰ 「2019 年改正土地法が施行（前編・後編）」（JETRO ウェブページ）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/2d23817f8e3c489d.html>

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/490f908b99fcf1ee.html>

¹¹ 阿部道明著「ラオスの外国投資関連法（2）」（『JCA ジャーナル 第 63 卷 5 号』（日本商事仲裁協会、2016 年）所収）32～37 頁。

¹² 阿部道明著「ラオスの外国投資関連法（1）」（『JCA ジャーナル 第 63 卷 4 号』（日本商事仲裁協会、2016 年）所収）30～36 頁。

ラオスでは、2012年改正「民事訴訟法」が施行されている¹³。全370条から構成されるラオス民事訴訟法は、職権主義的傾向の強いものとなっている。

ラオスの裁判所における通常民事訴訟については、三審制が採用されている。

ラオスの裁判所における審理等の手続はラーオ語で行われ、ラオスの裁判所に提出する外国語の書面はラーオ語への翻訳を要する。

ラオスでは、米国法におけるディスカバリーのような制度は存在しない。

陪審制は採られておらず、職業裁判官による審理が行われるが、現在のところ、裁判官の質の問題及び汚職のおそれが懸念されるところである。

なお、民事訴訟手続に関しては、民事訴訟法以外の法律にも規定されている。例えば、①土地に関する紛争に関連する民事訴訟手続については、土地法80条・81条、②経済に関する紛争に関連する民事訴訟手続については、経済紛争解決法34条・51条・52条、③労働に関する紛争に関連する民事訴訟手続については、労働法62条・63条・64条に規定されている¹⁴。

2 仲裁

日本企業と外国企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されることが多い。ラオスは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、一定の要件の下で、同条約の加盟国における仲裁判断をラオスで執行することが認められる¹⁵。

ラオスには、仲裁機関として、司法省が管轄する「経済紛争解決センター」があるが、まだ取扱実績が少なく、十分な信頼性を獲得するには至っていない。むしろ、実務上、ラオスと距離が近く、取り扱っている仲裁件数が多く、国際的評価も高い「シンガポール国際仲裁センター」（Singapore International Arbitration Centre, SIAC）¹⁶を仲裁機関として選択することの方が、合理的と思われる。SIACは、①高い信頼性・透明性・中立性、②シンガポールの公用語が英語であること、③過去の取扱実績が豊富であること等の特徴があるからである。

¹³ 本稿におけるラオス民事訴訟法の日本語訳は、石岡修弁護士の日本語訳を主に参照した（ウェブページのURLは、以下のとおり）。

<http://www.moj.go.jp/content/001278940.pdf>

<http://www.moj.go.jp/content/001278941.pdf>

¹⁴ 「民事訴訟法モデルハンドブック」（JICA、2014年）

https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/ku57pq00002khhw3-att/model_handbook_01_03.pdf

¹⁵ 安西明毅ほか著「ラオスに進出するにあたっての留意点と最近の動向」（『JCA ジャーナル 第66巻4号』（日本商事仲裁協会、2019年）所収）63～64頁。

<http://www.moj.go.jp/content/001148640.pdf>

¹⁶ <https://www.siac.org.sg/>

VI 刑事法

ラオスの「刑法」¹⁷によると、犯罪は、その重大性に従い、①重犯罪（死刑、又は 5 年以上終身までの拘禁刑及び罰金刑を科す犯罪）、②中犯罪（自由剥奪をしない矯正、又は 3 か月以上 10 年以下の拘禁刑及び罰金刑を科す犯罪）、③軽犯罪（公的批判、又は罰金刑を科す犯罪）に分類されている。

刑罰としては、①主刑、②付加刑、③選択刑の 3 種がある。①主刑には、公的批判（法廷で犯罪者を批判すること。裁判所の判決を新聞又はその他の方法で公表する場合もある）、罰金刑、自由の剥奪のない再教育（犯罪者に対し、その勤務場所又はその他の場所で科される刑であり、犯罪者の給与総額の 5~20%が裁判所の判決に基づき国庫へ送金される）、国外追放、有期自由剥奪刑、終身自由剥奪刑、死刑（銃殺）がある。②付加刑には、（主刑でない場合の）罰金、財産の没収、物品の没収、投票権及び被選挙権の停止、自宅軟禁、（主刑でない場合の）国外追放、原状回復、ライセンスの取消、特定の職務・職業への就任禁止又はバッチ取下若しくは名誉の取消がある。中犯罪の場合、裁判所は、主刑に代えて、2 つの付加刑を科すことができる。③選択刑には、公共のための労働提供、行動範囲の制限がある。裁判所は、主刑又は付加刑のいずれか又は両方に代えて、選択刑を科すことができる。以上のとおり、ラオス刑法の規定する刑罰は、日本の刑法に比べて、はるかに種類が多いといえる。

ラオス刑法に定める犯罪のリストの特色として、「国家の安全に対する罪」の種類が多く、構成要件も広いことが挙げられる（110 条～139 条）。例えば、117 条は、「国家権力を弱体化させる目的で、言葉、書面、印刷物、新聞、映画、ビデオ、写真、文書、電子媒体又はラオス人民民主共和国に反逆する内容を持ったその他の媒体により、ラオス人民民主共和国に対する中傷、党の指針及び政府の方針を歪めて、騒動を引き起こす虚偽の噂を流して、宣伝活動を行なう者に対し、1 年から 5 年の自由剥奪刑及び 500 万から 2,000 万キープの罰金を科す」ものとしている。また、118 条は、「国民の結束を弱体化させる目的で、民族、社会階層、宗教との間を分裂させる又は敵意をもたらす者に対し、1 年から 5 年の自由剥奪刑及び 500 万から 2,000 万キープの罰金を科す」ものとしている。124 条は、「社会不安を引き起こす目的で、抗議の行進、デモ、その他の方法で社会に損害をもたらす集会を運営し又は参加する者に対し、1 年から 5 年の自由剥奪刑及び 500 万から 5,000 万キープの罰金を科す。その犯罪の予備、未遂も処罰の対象とする。」と規定している。一党独裁の社会主義国家らしい法制度といえよう。その他にも、日本では犯罪とされていないような行為

¹⁷ 本稿におけるラオス刑法の日本語訳は、国際協力機構の日本語訳を主に参照した（ウェブページの URL は、以下のとおり）。

https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/ku57pq00002khhw3-att/six_codes_202103.pdf

が、ラオスでは刑法典に多く規定されている（例えば、184 条の魔術活動罪、199 条の病気拡散罪、247 条の姦通罪、266 条の僧による性的行為罪、280 条の目盛り改ざん罪、398 条の徴兵忌避罪等）。

ラオスの刑事訴訟は、主に犯罪の予防及び公共の秩序維持を目的としており、職権主義の傾向が強い。陪審制や参審制は採用されておらず、職業裁判官が事実認定を行う。

ラオスの「刑事訴訟法」は、2017 年に改正され、いくつかの制度変更が行われた。例えば、従前、ラオスでは、職業裁判官 3 名による合議体により刑事裁判が審理されることとなっていたが、2017 年改正により、第一審における重大でない刑事事件においては、単独の裁判官が判決を行うことができるようになった¹⁸。

VII おわりに

以上、ラオスの法制度の概要を簡単に紹介してきたが、ラオス法については、法整備支援の関係もあって、日本語の文献・論文等が非常に多い。例えば、国際協力機構（JICA）のウェブサイト¹⁹には、数多くのラオス法令の日本語訳等が掲載されている。

①ラオスは、急速な発展を続けるインドシナ半島に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと、②重要な貿易・投資の相手国であるラオスと日本の関係は、今後、さらに発展していくことが期待されていること等を考え合わせると、今後も、ラオスの法制度の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.8』（国際商事法研究所、2021 年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第 16 回 ラオス」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁸ 須田大著「ラオス刑事訴訟法の改正動向について」（『IDC NEWS 第 74 号』（法務総合研究所国際協力部、2018 年）所収）61 頁。

<http://www.moj.go.jp/content/001254328.pdf>

¹⁹ <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/index.html>